

安全データシート (SDS)

1. 化学品等及び会社情報

化学品の名称 (日本語)	白馬 クリッシュ
製品コード	104042
供給者の会社名	株式会社万立
住所	大阪府柏原市片山町 13-59
電話番号	072-977-0898
電子メールアドレス	info@mannryu.com
ファックス番号	072-977-0899
緊急連絡電話番号	090-9984-1577
推奨用途	業務用フロアポリッシュポリマータイプの洗浄、改質、補修、 つや出し管理剤
使用上の制限	なし
国内製造事業者等の情報	同上

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性	爆発物	分類できない
	可燃性ガス	区分に該当しない (分類対象外)
	エアゾール	区分に該当しない (分類対象外)
	酸化性ガス	区分に該当しない (分類対象外)
	高压ガス	区分に該当しない (分類対象外)
	引火性液体	分類できない
	可燃性固体	区分に該当しない (分類対象外)
	自己反応性化学品	分類できない
	自然発火性液体	分類できない
	自然発火性固体	区分に該当しない (分類対象外)
	自己発熱性化学品	分類できない
	水反応可燃性化学品	分類できない
	酸化性液体	分類できない
	酸化性固体	区分に該当しない (分類対象外)
	有機過酸化物	分類できない
	金属腐食性物質	分類できない

健康に対する有害性	鈍性化爆発物	分類できない
	急性毒性（経口）	分類できない
	急性毒性（経皮）	分類できない
	急性毒性（吸入：気体）	区分に該当しない（分類対象外）
	急性毒性（吸入：蒸気）	分類できない
	急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）	分類できない
	皮膚腐食性／刺激性	分類できない
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	分類できない
	生殖毒性	分類できない
	生殖毒性・授乳影響	分類できない
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	分類できない
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分あり 区分 2（呼吸器）	
環境に対する有害性	誤えん有害性	分類できない
	水生環境有害性 短期（急性）	区分 3
	水生環境有害性 長期（慢性）	区分 3
	オゾン層への有害性	分類できない

GHS ラベル要素

絵表示（ピクトグラム）



注意喚起語

危険有害性情報

警告

強い眼刺激 (H319)

長期にわたる又は反復ばく露による呼吸器の障害のおそれ (H373)

水生生物に有害 (H402)

長期継続的影響によって水生生物に有害 (H412)

注意書き

安全対策

応急措置

保管

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)

眼に入った場合：直ちに清水で15分以上流水洗浄すること。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続け医師に連絡すること

屋内の涼しく換気のよい場所で保管すること。

廃棄 都道府県知事の認可を受けた産業廃棄物処理業者と契約し、産業物処理法（産業物の処理及び清掃に関する法律）及び関係法規、法令を厳守し、適正に処理すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物（製品）の区別 混合物

化学物質・混合物（製品）名称 白馬クリッシュ

成分及び濃度又は濃度範囲

- 組成物質 (1) 水（非公開）（CAS RN : 7732-18-5）
- 組成物質 (2) ポリエチレンワックスエマルジョン（非公開）（CAS RN : 非公開）
- 組成物質 (3) ポリプロピレンワックスエマルジョン（非公開）（CAS RN : 非公開）
- 組成物質 (4) アクリル系樹脂エマルジョン（非公開）（CAS RN : 非公開）
- 組成物質 (5) ジプロピレングリコールメチルエーテル（3.69 %）（CAS RN : 34590-94-8）
- 組成物質 (6) ジエチレングリコールモノエチルエーテル（2.00 %）（CAS RN : 111-90-0）
- 組成物質 (7) リン酸トリス（2-ブトキシエチル）（1.46 %）（CAS RN : 78-51-3）
- 組成物質 (8) 2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールジイソブチレート（別名：TXIB）
（1.40 %）（CAS RN : 6846-50-0）
- 組成物質 (9) 水酸化カリウム（0.70 %）（CAS RN : 1310-58-3）
- 組成物質 (10) ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム（C12）（0.12 %）（CAS RN : 25155-30-0）
- 組成物質 (11) 水酸化アンモニウム（0.094 %）（CAS RN : 1336-21-6）
- 組成物質 (12) エタノール（0.08 %）（CAS RN : 64-17-5）
- 組成物質 (13) エチレングリコールモノ - ノルマル - ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）
（0.045 %）（CAS RN : 111-76-2）
- 組成物質 (14) ポリエチレンオキサイド 2 級アルキル（12-14）エーテル（0.01 %）（CAS RN :
84133-50-6）
- 組成物質 (15) ノルマル-プロピルアルコール（0.009 %）（CAS RN : 71-23-8）
- 組成物質 (16) イソプロピルアルコール（0.004 %）（CAS RN : 67-63-0）
- 組成物質 (17) 5-クロロ-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)フェノール（別名：トリクロサン）
（0.002 %）（CAS RN : 3380-34-5）

官報公示整理番号（化審法）

ポリエチレンオキサイド 2 級アルキル（12-14）エーテル（0.01 %）（CAS RN : 84133-50-6）；化審法官報整理番号（7-97）【ポリオキシアルキレン（C2～4, 8）モノアルキル（又はアルケニル）（C1～24）エーテル（n = 1～150）】

リン酸トリス（2-ブトキシエチル）（1.46 %）（CAS RN : 78-51-3）；化審法官報整理番号（2-2022）【リン酸トリブトキシエチル】

エチレングリコールモノ - ノルマル - ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）（0.045 %）（CAS RN : 111-76-2）；化審法官報整理番号（2-2424）【アルキレン（C = 2～8）グリコールモノアルキル（C

= 2~8) エーテル】; 化審法官報整理番号 (7-97) 【ポリオキシアルキレン (C 2~4, 8) モノアルキル (又はアルケニル) (C 1~2 4) エーテル (n = 1~1 5 0)】; 化審法官報整理番号 (2-407) 【ヒドロキシエチルブチルエーテル】

ジエチレングリコールモノエチルエーテル (2.00 %) (CAS RN: 111-90-0); 化審法官報整理番号 (7-97) 【ポリオキシアルキレン (C 2~4, 8) モノアルキル (又はアルケニル) (C 1~2 4) エーテル (n = 1~1 5 0)】; 化審法官報整理番号 (2-422) 【ジエチレングリコールモノアルキル (C = 1~4) エーテル】

水酸化カリウム (0.70 %) (CAS RN : 1310-58-3); 化審法官報整理番号 (1-369) 【水酸化カリウム】
水酸化アンモニウム (0.094 %) (CAS RN : 1336-21-6); 化審法官報整理番号 (1-314) 【水酸化アンモニウム水】

ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム (C12) (0.12 %) (CAS RN : 25155-30-0); 化審法官報整理番号 (3-1884) 【直鎖アルキル (C 6~1 4) ベンゼンスルホン酸及びその塩 (K, Na, Li, Ca)】; 化審法官報整理番号 (3-1906) 【アルキル (C = 6~1 6) ベンゼンスルホン酸塩 (Na, K, Ca, Mg, Zn, Ba)】; 化審法官報整理番号 (3-1949) 【アルキル (C = 1 0~5 0) ベンゼンスルホン酸塩 (Ca, Na, K, Mg, Ba)】

5-クロロ-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ)フェノール (別名: トリクロサン) (0.002 %) (CAS RN : 3380-34-5); 化審法官報整理番号 (9-922) 【2, 4, 4'-トリクロロ-2'-ヒドロキシジフェニルエーテル】; 化審法官報整理番号 (9-381) 【5-クロロ-2-(2', 4'-ジクロロフェノキシ)フェノール】

ジプロピレングリコールメチルエーテル (3.69 %) (CAS RN: 34590-94-8); 化審法官報整理番号 (2-426) 【ジプロピレングリコールモノメチルエーテル】; 化審法官報整理番号 (7-97) 【ポリオキシアルキレン (C 2~4, 8) モノアルキル (又はアルケニル) (C 1~2 4) エーテル (n = 1~1 5 0)】

エタノール (0.08 %) (CAS RN : 64-17-5); 化審法官報整理番号 (2-202) 【エタノール】

イソプロピルアルコール (0.004 %) (CAS RN : 67-63-0); 化審法官報整理番号 (2-207) 【プロピルアルコール】

2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールジイソブチレート (別名: TXIB) (1.40 %) (CAS RN : 6846-50-0); 化審法官報整理番号 (2-2498) 【2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールジイソブチレート】

ノルマル-プロピルアルコール (0.009 %) (CAS RN : 71-23-8); 化審法官報整理番号 (2-207) 【プロピルアルコール】

官報公示整理番号 (安衛法)

イソプロピルアルコール (0.004 %) (CAS RN : 67-63-0); 安衛法官報整理番号 (2-(8)-319) 【2-プロパノール】

4. 応急措置

吸入した場合 空気の新鮮な場所に移動させ安静にし、必要に応じて医師の診断を受けること。

- 皮膚に付着した場合 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。
- 眼に入った場合 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。異常があれば、直ちに医師に連絡すること。
- 飲み込んだ場合 意識がない場合は口から何も与えずに速やかに診断を受けること。意識がある場合は水で口の中を洗浄し、コップ1～2杯の水または牛乳を飲ませること。
- 急性症状の最も重要な徴候症状
情報なし。
- 遅発性症状の最も重要な徴候症状
情報なし。
- 応急措置をする者の保護に必要な注意事項
可能な限り保護具（手袋、眼鏡、マスク等）を着用すること。
- 医師に対する特別な注意事項
特別な解毒剤はない。症状に応じて対症的に治療すること。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 粉末消火薬剤、水溶性液体用泡消火薬剤、二酸化炭素、砂、霧状水、等。
- 使ってはならない消火剤
情報なし。
- 火災時の特有の危険有害性
燃焼ガスには有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には煙の吸入を避けること。燃焼ガスを吸引すると頭痛や呼吸障害を引き起こす可能性があり、吸引した場合は直ちに医師の診断を受けること。
- 特有の消火方法 火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火すること。消火作業は可能な限り風上から行うこと。関係者以外は安全な場所に退避させること。消火のための放水等により、製品もしくは化学物質が河川や下水に流出しないよう適切な処置を行うこと。
- 消火活動を行う者の特別な保護具
適切な保護具（手袋、眼鏡、マスク等）を着用すること。
- 消火活動を行う者の予防措置
燃焼ガスには、一酸化炭素等の有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には適切な呼吸用保護具を着用し、煙やガスの吸入を避けること。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項
人体に対する保護具

作業には必ず保護具（手袋、眼鏡、マスク等）を着用すること。

人体に対する緊急時措置

多量の場合、人を安全な場所に退避させること。必要に応じた換気を確保すること。

環境に対する注意事項 漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。

封じ込めの方法及び機材・材料

盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラム等に回収すること。

浄化の方法及び機材・材料

少量の場合、吸着剤（土、砂、ウエス等）で吸着させ取除いた後、残りをウエス、雑巾等で良く拭き取ること。大量の水で洗い流すこと。多量の場合、人を安全な場所へ退避させること。

二次災害の防止策

付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備すること。火花が発生しない安全な用具を使用すること。床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意すること。漏出物の上をむやみに歩かないこと。

7. 取扱い及び保管上の注意

取り扱い_技術的対策 情報なし。

取り扱い_安全取扱注意事項

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。

取り扱い_接触回避 酸との接触を避けること。

取り扱い_衛生対策 取扱い後は手をよく洗うこと。

保管_安全な保管条件 直射日光を避け、換気の良い屋内で容器を密栓して保管すること。保管温度は0～40℃が望ましい。

保管_安全な容器包装材料

本剤の小分け容器には、ステンレス、ポリエチレン等の材質を使用すること。鉄、アルミ製容器は避けること。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度 エチレングリコールモノ - ノルマル - ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）
 (0.045%) (CAS RN : 111-76-2) ; 日本産業衛生学会 : 許容濃度 (ppm) 20 (最大許容濃度)、許容濃度 (mg/m³) 97 (最大許容濃度)
 水酸化カリウム (0.70%) (CAS RN : 1310-58-3) ; 日本産業衛生学会 : 許容濃度 (ppm)、許容濃度 (mg/m³) 2 (最大許容濃度)
 イソプロピルアルコール (0.004%) (CAS RN : 67-63-0) ; 日本産業衛生学会 : 許

管理濃度	容濃度 (ppm) 400 (最大許容濃度)、許容濃度 (mg/m ³) 980 (最大許容濃度)
設備対策	設定されていない。 蒸気、ヒューム又はミストが発生する場合は、局所排気装置を設置すること。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置すること。
呼吸用保護具	保護面を着用すること。
手の保護具	保護手袋を着用すること。
目、顔面の保護具	保護眼鏡／保護面を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	水性エマルジョン
色	乳白色
臭い	微特異臭
融点・凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	約 100.0 °C
可燃性	データなし。
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	データなし。
引火点	データなし。
自然発火点	データなし。
分解温度	データなし。
pH	8.0~9.0
動粘性率	データなし。
溶解度	水と任意に溶解する。
n-オクタノール／水分配係数 (log 値)	データなし。
蒸気圧	ほぼ水と同じ。
密度及び／又は相対密度	データなし。
相対ガス密度	データなし。
粒子特性	データなし。

10. 安定性及び反応性

反応性	自己反応性、水との反応性、自己重合性無し。
化学的安定性	通常の実用条件では安定。(凍結により、エマルジョンが破壊されるので凍結しないよう保管運搬に注意する)
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	酸類、塩類、溶剤類との接触 (分離を促進)。高温、凍結を避ける (変質原因)。

混触危険物質
危険有害な分解生成物

水禁止物質との混合。
情報なし。

1.1. 有害性情報

急性毒性（経口）	データ不足のため分類できない。
急性毒性（経皮）	データ不足のため分類できない。
急性毒性（吸入：気体）	GHS 定義による気体ではない。
急性毒性（吸入：蒸気）	データ不足のため分類できない。
急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）	データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性／刺激性	データ不足のため分類できない
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2: CAS 番号:67-63-0(含有率=0.004% 出典:NITE) 区分 2A: CAS 番号:25155-30-0(含有率=0.12% 出典:NITE), CAS 番号:111-76-2(含有率=0.04% 出典:NITE) 区分 2B: CAS 番号:111-90-0(含有率=2.00% 出典:NITE), CAS 番号:34590-94-8(含有率=3.69% 出典:NITE), CAS 番号:64-17-5(含有率=0.08% 出典:NITE) 区分 1: CAS 番号:1336-21-6(含有率=0.67% 出典:NITE), CAS 番号:1310-58-3(含有率=0.70% 出典:NITE), CAS 番号:71-23-8(含有率=0.009% 出典:NITE) 皮膚区分 1: CAS 番号:1336-21-6(含有率=0.0940658% 出典:NITE), CAS 番号:1310-58-3(含有率=0.7004903% 出典:NITE) 10×(眼区分 1+皮膚区分 1)+眼区分 2A+眼区分 2B+眼区分 2 の成分合計が 14.10%であり、濃度限界(10%)以上の ため、区分 2 に該当。 危険有害性情報:H319 強い眼刺激
呼吸器感作性	データ不足のため分類できない。
皮膚感作性	データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性	データ不足のため分類できない。
発がん性	データ不足のため分類できない。
生殖毒性	データ不足のため分類できない。
生殖毒性・授乳影響	データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	データ不足のため分類できない。

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

CAS 番号:1310-58-3 が 2.7018913% \geq 1%のため、区分 2(呼吸器)に該当。

危険有害性情報:H373 長期にわたる又は反復ばく露による呼吸器の障害のおそれ

誤えん有害性

データ不足のため分類できない。

1.2. 環境影響情報

水生環境有害性 短期（急性）

区分 2:CAS 番号:6846-50-0(含有率=1.40% 毒性値(魚類)=18mg/l 毒性値(甲殻類)=なし 毒性値(藻類)=8mg/l 出典:NITE)

区分 3:CAS 番号:1336-21-6(含有率=0.67% 毒性値(魚類)=26.8mg/l 毒性値(甲殻類)=なし 毒性値(藻類)=なし 出典:NITE), CAS 番号:78-51-3(含有率=1.46% 毒性値(魚類)=なし 毒性値(甲殻類)=なし 毒性値(藻類)=なし 出典:)

区分 1:CAS 番号:25155-30-0(含有率=0.12% 毒性値(魚類)=なし 毒性値(甲殻類)=なし 毒性値(藻類)=0.9mg/l 出典:NITE), CAS 番号:3380-34-5(含有率=0.002% 毒性値(魚類)=なし 毒性値(甲殻類)=なし 毒性値(藻類)=0.0016mg/l 出典:NITE)

加算法

(毒性乗率 \times 100 \times 区分 1)+(10 \times 区分 2)+区分 3 が 51.13%であり、濃度限界(25%)以上のため、区分 3 に該当。

危険有害性情報:H402 水生生物に有害

水生環境有害性 長期（慢性）

区分 3:CAS 番号:6846-50-0(含有率=1.40% 毒性値(魚類)=なし 毒性値(甲殻類)=3.2mg/l 毒性値(藻類)=なし 急速分解性=無 出典:NITE)

区分 1:CAS 番号:3380-34-5(含有率=0.002% 毒性値(魚類)=なし 毒性値(甲殻類)=0.00034mg/l 毒性値(藻類)=なし 急速分解性=無 出典:NITE)

加算法

(毒性乗率 \times 100 \times 区分 1)+(10 \times 区分 2)+区分 3 が 26.42%であり、濃度限界(25%)以上のため、区分 3 に該当。

危険有害性情報:H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

生態毒性

データなし。

残留性	データなし。
分解性	データなし。
生体蓄積性	データなし。
土壤中の移動性	データなし。
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

残余廃棄物（化学品）	地域の規則に従って廃棄すること。焼却する場合、関連法規・法令を厳守すること。廃棄する場合、都道府県知事の認可を受けた産業廃棄物収集・運搬・処理業者と契約し、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）及び関係法規・法令を厳守し、適正に処分すること。
汚染容器及び包装	地域の規則に従って廃棄すること。焼却する場合、関連法規・法令を厳守すること。廃棄する場合、都道府県知事の認可を受けた産業廃棄物収集・運搬・処理業者と契約し、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）及び関係法規・法令を厳守し、適正に処分すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号	なし
品名（国連輸送名）	なし
国連分類（危険有害性クラス）	なし
容器等級	なし

国内規制がある場合の規制情報

海上規制情報	船舶安全法に定められている輸送方法に従うこと。
航空規制情報	航空法に定められている輸送方法に従うこと。
陸上規制情報	消防法、労働安全衛生法等に定められている輸送方法に従うこと。

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策

輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認すること。転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行うこと。

15. 適用法令

労働安全衛生法

エチレングリコールモノ - ノルマル - ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ) (0.045 %) (CAS RN : 111-76-2) ; ラベル表示・SDS 交付義務対象物質 (別表第 9 の 79) 【エチレングリコールモノ - ノルマル - ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)】 ; 不浸透性保護具使用義務物質 【エチレングリコールモノ - ノルマル - ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)】、区分【皮膚吸収性有害物質】

水酸化カリウム (0.70 %) (CAS RN : 1310-58-3) ; ラベル表示・SDS 交付義務対象物質 (別表第 9 の 316) 【水酸化カリウム】 ; 不浸透性保護具使用義務物質 【水酸化カリウム】、区分【皮膚刺激性有害物質】

水酸化アンモニウム (0.094 %) (CAS RN : 1336-21-6) ; ラベル表示・SDS 交付義務対象物質 (別表第 9 の 39) 【アンモニア】 ; 特化則 (第三類物質) 【アンモニア】 ; 不浸透性保護具使用義務物質 【アンモニア】、区分【特化則等】

ジプロピレングリコールメチルエーテル (3.69 %) (CAS RN : 34590-94-8) ; ラベル表示・SDS 交付義務対象物質 (別表第 9 の 601) 【1- (2-メトキシ-2-メチルエトキシ) -2-プロパノール】 ; 不浸透性保護具使用義務物質 【ジプロピレングリコールメチルエーテル】、区分【皮膚吸収性有害物質】

エタノール (0.08 %) (CAS RN : 64-17-5) ; ラベル表示・SDS 交付義務対象物質 (別表第 9 の 61) 【エタノール】

イソプロピルアルコール (0.004 %) (CAS RN : 67-63-0) ; ラベル表示・SDS 交付義務対象物質 (別表第 9 の 494) 【プロピルアルコール】

ノルマル-プロピルアルコール (0.009 %) (CAS RN : 71-23-8) ; ラベル表示・SDS 交付義務対象物質 (別表第 9 の 494) 【プロピルアルコール】 ; 不浸透性保護具使用義務物質 【ノルマル-プロピルアルコール】、区分【皮膚刺激性有害物質】 ; 不浸透性保護具使用義務物質 【ノルマル-プロピルアルコール】、区分【皮膚吸収性有害物質】

化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法)

ポリエチレンオキサイド 2 級アルキル (12-14) エーテル (0.01 %) (CAS RN : 84133-50-6) ; 第一種 政令番号 (1-460) 管理番号 (407) 【ポリ (オキシエチレン) = アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの及びその混合物に限る。)]

エチレングリコールモノ - ノルマル - ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ) (0.045 %) (CAS RN : 111-76-2) ; 第一種 政令番号 (1-077) 管理番号 (594) 【エチレングリコールモノブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)】

ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム (C12) (0.12 %) (CAS RN : 25155-30-0) ; 第一種 政令番号 (1-045) 管理番号 (30) 【直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (アルキル基の炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限る。)]

5-クロロ-2- (2, 4-ジクロロフェノキシ) フェノール (別名 : トリクロサン) (0.002 %) (CAS RN : 3380-34-5) ; 第一種 政令番号 (1-127) 管理番号 (609) 【5-クロロ-2- (2, 4-ジクロロフェノキシ) フェノール (別名トリクロサン)】

毒物及び劇物取締法

水酸化カリウム (0.70 %) (CAS RN : 1310-58-3) ; 法律・劇物 (法律別表第 2 の 53) 【水酸化カリウム】 ; 政令・劇物 (政令第 2 条第 1 項第 65 号) 【水酸化カリウムを含有する製剤。ただし、水酸化

カリウム5%以下を含有するものを除く。】

水酸化アンモニウム (0.094%) (CAS RN : 1336-21-6) ; 政令・劇物 (政令第2条第1項第8号) 【アンモニアを含有する製剤。ただし、アンモニア10%以下を含有するものを除く。】

その他の国内法令

エチレングリコールモノ - ノルマル - ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ) (0.045%) (CAS RN : 111-76-2) ; 大防法・揮発性有機化合物 (VOC) (法第2条第4項) 【大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物 (浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)】 ; 消防法・危険物 類別 性質【第4類 引火性液体】、品名【第2石油類】

ジエチレングリコールモノエチルエーテル (2.00%) (CAS RN : 111-90-0) ; 大防法・揮発性有機化合物 (VOC) (法第2条第4項) 【大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物 (浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)】

エタノール (0.08%) (CAS RN : 64-17-5) ; 大防法・揮発性有機化合物 (VOC) (法第2条第4項) 【大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物 (浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)】 ; 消防法・危険物 類別 性質【第4類 引火性液体】、品名【アルコール類】

イソプロピルアルコール (0.004%) (CAS RN : 67-63-0) ; 大防法・揮発性有機化合物 (VOC) (法第2条第4項) 【大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物 (浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)】 ; 消防法・危険物 類別 性質【第4類 引火性液体】、品名【アルコール類】

ノルマル-プロピルアルコール (0.009%) (CAS RN : 71-23-8) ; 大防法・揮発性有機化合物 (VOC) (法第2条第4項) 【大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物 (浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)】 ; 消防法・危険物 類別 性質【第4類 引火性液体】、品名【アルコール類】

水酸化カリウム (0.70%) (CAS RN : 1310-58-3) ; 水濁法・指定物質 (政令第3条の3第8号) 【水酸化カリウム】

水酸化アンモニウム (0.094%) (CAS RN : 1336-21-6) ; 水濁法・有害物質 (政令第2条第26号) 【アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物】

ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム (C12) (0.12%) (CAS RN : 25155-30-0) ; 水濁法・指定物質 (政令第3条の3第60号) 【直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩】

5-クロロ-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)フェノール (別名:トリクロサン) (0.002%) (CAS RN : 3380-34-5) ; 水濁法・指定物質 (政令第3条の3第55号) 【フェノール類及びその塩類】

ジプロピレングリコールメチルエーテル (3.69%) (CAS RN : 34590-94-8) ; 消防法・危険物 類別 性質【第4類 引火性液体】、品名【第三石油類】

2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタジオールジイソブチレート (別名:TXIB) (1.40%) (CAS RN : 6846-50-0) ; 消防法・危険物 類別 性質【第4類 引火性液体】、品名【第三石油類】

外国法令等

16. その他の情報

参考文献

化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）改訂9版（国際連合）

GHS 対応 化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS 提供制度（厚生労働省）

備考

[免責]

この SDS は JIS Z 7253:2019 に準拠して作成しております。改訂日における最新の情報に基づいていますが、すべての情報を網羅しているものではありません。まだ知られていない危険有害性を有する可能性がありますので、取り扱いの際はできるだけ安全確保に努め、ばく露を避けるよう十分ご注意ください。